

令和6年度第6回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和6年8月5日(月) 和歌山労働総合庁舎6階会議室	12時52分から 15時26分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席3名 出席3名

○廣谷部会長

ちょっと早いですけれども皆さんおそろいですので、ただ今から開催させていただきます。

よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

ではただ今から第6回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。

初めに本日の委員の出席状況、会議の成立状況などについて、事務局から報告をお願いします。

○事務局(谷本)

はい。すみません、座って報告させていただきます。

委員9名中、公益代表委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名に御出席をいただいております。各代表の3分の1以上、全体の3分の2以上の出席であり、本会議が成立していることを報告いたします。また本会議は原則公開となっております。傍聴の公示を行いました。傍聴希望者はありませんでした。

以上、報告いたします。

○廣谷部会長

それでは議題1、金額審議に入りたいと思いますが、その前に事務局から他府県の状況など参考になる情報がありましたらお願いします。

○事務局(谷本)

はい。現時点ではですね、いくつかの局でやはり専門部会結審が行われてきております。引上げ額につきましては目安額となっている所が多い状況です。また本審におきましてもいくつか結審されているというふうな状況と聞いています。

以上です。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございます。

では労働者側、使用者側もそれぞれの所属する組織の中で情報収集や意見の集約もされたと思いますが、参考になる情報や追加の御意見などありましたらお伺いしたいと思います。

まずは労働者側はいかがでしょうか。

○濱地委員

はい。濱地でございます。どうぞよろしく申し上げます。

労働者側の方でも、各都道府県の状況を確認いたしました。本審が開かれて結審になっているのは山梨のみと聞いているところでございます。目安どおりの結審ということで、専門部会で公益の見解を提示され、全会一致には至っていないものの、本審に突進するという所が十数県あります。

状況感については以上でございます。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございます。

その次に使用者側はいかがでしょうか。

○児玉委員

はい。使用者側も同じような状況でございます。取り立てて変わった情報は得ておりません。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございます。

それでは金額審議に入りたいと思います。

前回は公労、公使の個別審議も行いまして、労働者側は第4回専門部会で55円プラスの984円、使用者側は前回の専門部会で40円プラスの969円ということで、それぞれ金額提示をいただいております。

前回の審議内容を踏まえて、組織内でも改めて検討されているかと存じますけれどもいかがでしょうか。提示いただけるか、事前に個別に協議が必要でしょうか。

労側いかがでしょうか。

○濱地委員

大丈夫です。

○廣谷部会長

大丈夫。じゃあ労側の方から御意見いただけますか。

○濱地委員

はい。状況感につきましては先ほど申し上げたとおりで、事務局の方からおおむね目安どおりとなっている所が多いということでございます。

これら以外の所、特に下位のBランク及びCランクにつきましては、他府県の動向を見極めながらの、これからどうしていくのかということ、目安プラスの水準を出すのではないかとこのように推察しているところでございます。

我々としましては、前回提示されました和歌山県と奈良県の一人当たりの総生産値を見れば、奈良県を上回っているため、今年は何としてもその地域間格差是正を掲げるというふうに考えているところでございます。その上で労働者側として直近で提示しました55円アップの984円から再検討をさせていただき、中賃で目安を決定する際に当たって大きな論点となりました、消費者物価指数、頻繁に購入する品目の対前年上昇率が5.4%であることに加えまして、連合の2024春闘における有期短時間契約等労働者の賃上げ率が5.74%ということから、それらの平均値を見ますと5.6%ということになり、額で52円アップの981円を提示させていただきたいというふうに思うところでございます。

以上です。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございます。

使用者側はいかがでしょう。協議をされますか。

○児玉委員

ちょっと協議に時間をいただいたら。

○廣谷部会長

はい。10分程度でよろしいでしょうか。

○児玉委員

はい。

〈使用者側協議〉

○廣谷部会長

では使用者側、よろしくお願いします。

○児玉委員

はい。使用者側は確認を取れ、るる協議をいたしまして、中央の答申にもありましたように5%っていう数字が全体としてですね、5%、50円ということだと思います。和歌山県929円に5%ということになりますと、プラス47円、976円っていうのが再提示させていただきたいと思います。まあこの5%という数字が必ずしも適当であるかっていうことについては、まあ議論のあるところではございます。ですが5%という数字を一つ取り上げられれば、そのプラス47円ということで御提示したいと思います。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございます。

では先ほど労側から金額の提示いただいて、今、御協議いただきましたので、使用者側の今の金額提示を前提に個別に協議されますか。それともこの後、公労、公使それぞれで個別の審議ということでよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

はい。じゃあまず公労からさせていただきたいと思いますので、使用者側は退室いただけますか。

〈公労個別審議〉

〈公使個別審議〉

○廣谷部会長

それではお待たせいたしました。再開をします。

それでは双方意見が平行線であって、次回に持ち越しての採決は避けられないというふうに考えますので、ここで公益代表委員の見解を提案いたします。

今年度は51円アップの980円、発効日は令和6年10月1日ということ、和歌山県最低賃金についての当専門部会の結論として提案をいたします。結論に至れば、これまでの審議の内容を踏まえて本審への提案の報告書を作りますが、それらは公益代表委員でまとめさせていただきます。

それではただ今の公益代表委員の提案について採決をしたいと思います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〈5名挙手〉

○廣谷部会長

はい。ありがとうございます。
反対の方は挙手をお願いいたします。

〈3名挙手〉

○廣谷部会長

はい。それでは提案いたしました公益代表委員の見解について、賛成が5、
反対が3で賛成多数ですので、これをもって本専門部会の結論とすることに決
定いたします。

ありがとうございました。
事務局はこの後の手続について説明をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。審議会本審に対しまして、この専門部会の結論を部会報告書としてとり
まとめて提出する必要があるがございます。事務局としては少しお待ちいただければ、
今回の結論に合致するものをお示ししたいと思いますよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

〈事務局が部会報告書案を作成〉

○廣谷部会長

では事務局は部会報告書案を配付してください。

〈事務局が部会報告書案を配付〉

○事務局（谷本）

そうしましたら、ただ今お配りしました部会報告書案を読み上げさせていた
だきます。

〈事務局が部会報告書案を朗読〉

○廣谷部会長

はい。ただ今の部会報告書案について御意見ございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

それではこの部会報告書案を本審へ報告をいたします。

事務局は今後の手続について説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは部会報告書の原本を御用意いたします。大変申し訳ございませんがしばらくお待ちください。

〈事務局が部会報告書を作成〉

〈事務局が部会報告書（写）を配付〉

○事務局（谷本）

お待たせいたしました。それでは今後の手続について簡単に説明をいたします。

本日結審いたしました。全会一致には至りませんでしたので、審議会令6条5項の適用はありません。

したがって、この後開催いたします本審に部会報告書を提出し、審議して結論をいただくことになります。

○廣谷部会長

はい。ではその他の議題は何かありますか。

事務局はいかがですか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

他にないようでしたら本日の会議はこれで終了します。

ありがとうございました。